

会議記録

名称	令和4年度第2回中央区情報公開・個人情報保護審議会	
開催年月日 ・開催場所	令和4年10月28日（金）午後3時～午後4時30分 中央区役所 3階 庁議室	
出席者の氏名	委員	鈴木庸夫会長、藤原委員、糠谷委員、窪木委員、木村委員、中島委員、小林委員、安西委員、輿石委員、河本委員、鈴木英子委員、
	区職員出席者	黒川総務部長、山崎総務部参事（連絡調整・特命担当）総務課長事務取扱、三谷総務課法規係長、丹生谷総務課法規係員、東総務課情報公開係長、大江総務課情報公開係員、竹内総務課情報公開係委員、片桐総務課法務担当係長、嶋原総務部法務担当課長
配付資料	資料1 中央区情報公開・個人情報保護審議会委員名簿・事務局出席者名簿 資料2-1 個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて（答申・小委員会案） 資料2-2 個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて（概要） 資料3 今後のスケジュール 参考資料 新法の概要（行政機関等に関する内容）・新条例で規定する内容	
議事次第	1 開会 2 議題 【審議・答申】 個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて 3 その他 今後のスケジュール（予定） 4 閉会	
審議の経過	次葉のとおり	

<p>審議の経過</p>	<p>1 開会 ◎定足数充足の確認（山崎総務部参事）</p> <p>2 議題 【答申（小委員会案）の審議】 ◎資料2-2について説明（山崎総務部参事）</p> <p><主な意見></p> <p>○鈴木庸夫会長 今回の背景について補足説明すると、区の個人情報保護制度・情報公開制度において区民に与えられている権利として、自分のどのような個人情報が集められているかを確認するため、開示請求することができる権利を持っている。開示請求以外にも、間違った情報を保有していた場合には訂正してもらい、また、不当に目的外利用又は外部提供された場合にはその利用を停止してもらいすることができる。こうした権利は今後、法律に基づいて行使することとなる。</p> <p>具体例を考えると、資料2-2別紙の検討項目（4）の目的外利用・提供では、区から町会・自治会に対する名簿の提供があったかと思う。</p> <p>○黒川総務部長 本区では災害時地域たすけあい名簿を作成しており、事前に本人の同意をいただいた上で町会・自治会や防災区民組織、民生委員などの避難支援等関係者にあらかじめ提供するという取扱いをしている。</p> <p>○鈴木庸夫会長 次に解釈運用基準について解説すると、運用していく中で、どうしても法律や条例でカバーできない事例について、条例をどういうふうに解釈するか、運用していくかを定めるマニュアルのようなものであり、これを作成するため、今後本審議会も関わっていかねばと思っている。</p> <p>最後に、本審議会のあり方について、今後の法改正で規律の解釈について個人情報保護委員会が一元管理するため、個別事例を審議できないこととなった。自治体によっては審議会の存続について議論が分かれるかもしれないが、中央区では住民参加や多様な視点を取り入れるといった観点から、現行通りの構成で審議会を残していく方向性である。</p> <p>○中島委員 法では町会・自治会での名簿作成が禁止されており、実際に町会・自治会では、名簿を作成できず、地域で誰が住んでいて、引っ越しなどでいつ入れ替わりがあったのか把握できないという声を聞いたことがある。</p>
--------------	--

<p>審議の経過</p>	<p>○黒川総務部長 町会・自治会が住民の個人情報を扱う場合、個人情報の取扱事業者という位置づけとなり、現行では区の個人情報保護条例ではなく、個人情報保護法のルールにおいて管理していただく。 地域での個人情報の取扱いが難しくなっているが、各地域における住民の合意形成の中で取り扱っていただければと思う。</p> <p>○中島委員 本人の同意によれば、基本的に名簿の作成は可能か。</p> <p>○鈴木庸夫会長 そうである。</p> <p>○中島委員 住民全員が同意することは基本的にあり得ないので、仮に7割の住民が賛成で残りの3割が反対の場合は、反対の住民の個人情報は名簿等に載せられないという課題は残る。</p> <p>○鈴木庸夫会長 いろいろな考え方があるところだとは思いますが、現状、何のために個人情報を使うのか、利用目的を明確にすることがだんだん厳しくなっている面があるとは思う。</p> <p>○中島委員 いつの間にか住民が替わっていて、気が付いたら、地域で知らない方が転賃により住んでいたという問題が起きている。</p> <p>○藤原委員 住民が個人情報で一番不安に思っていることは、いつの間にか第三者に自分の個人情報が流れていて、勧誘の電話等があるのではないかということであり、こうした漏えいや流出がないよう、厳格な管理が必要であるとの声が強い。</p> <p>○輿石委員 防災の観点からだと、先ほどの災害時地域たすけあい名簿が、町会長や民生委員にも配られているが、それは自身で希望して登録した住民だけの名簿なので、登録していない住民の災害時の安否確認等については課題がある。町会名簿はおおよそ5年に1回程度更新しているが、だんだん情報の取得が厳しくなっており、悩むところがある。 この場での要望はそぐわないかもしれないが、個人情報を扱う責任は強く感じており、区から町会・自治会の個人情報保護の取扱いに関するガイドラインを出していただけると、地域としては非常に助かる。</p>
--------------	---

○鈴木英子委員

私も民生委員として、災害時地域たすけあい名簿を預かっているが、個人情報の取扱いを重く受け止めると、災害が起こるまでは金庫等の鍵のかかるところに保管して、何かあったときにそれを取り出して、名簿で安否確認をするということになりかねず、地域の防災体制が作られていかない。平常時から名簿をある程度共有し、平常時の安否確認や見守りの体制を現実的に想定することで、地域の防災力を向上させていければと思っている。

○鈴木庸夫会長

町会・自治会によって、いろいろな個別の問題が出てくるかと思うので、それは今後事務局と話し合い、本審議会で皆さんからの意見を聴いて、解決していきたいと思う。

では、先ほど事務局から説明があった内容で答申ということでよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木庸夫会長から黒川総務部長へ答申書の手交

◎黒川総務部長挨拶

3 今後のスケジュール（次回の審議会について）

○山崎総務部参事

次回の審議会は、令和5年度の下半期に一度お集まりいただき、新法・新条例に係る解釈運用基準の策定についてご報告できればと思っている。

(午後4時30分 閉会)